

流山市地域子育て支援拠点事業運営業務委託（中部）その2（公募型プロポーザル）

●質問内容及び回答一覧

令和8年1月9日 質問期限

項目	質問内容	回答内容
1 実施要領2(2)、4及び9	賃借料は1月中旬頃に公表とあるが、現時点でおおよそどの程度を予定しているのか。また、見積書及び内訳には賃借料の金額も含めて提出するのか。	月額25万円から30万円程度を予定しています。見積書及び内訳については、賃借料の支出予定も含めた金額で提出すること。
2 提案書 5「資金計画」	資金計画（本事業の2か月分）とは、具体的にどのような資料を指しますか？借入計画や自己資金等でしょうか。その場合は残高証明書等が必要でしょうか。	様式については任意になります。想定される支出（人件費、光熱費、交通費等）及び収入（自己資金を充当等）の記載をお願いします。残高証明書等は不要です。
3 実施要領1ページ	「事業場所の電気設備・給排水設備等は、委託者で施工する」とありますが、設計から実施という認識で間違いないでしょうか。2月27日に決定し、そこから設計施工とかなり工期がタイトになるかと存じますが、具体的な着工可能日や現地を確認できるタイミングをご教示いただきたいです。また、施工が必要な電気設備、給排水設備の規模感や施工費の見込み額をご教示いただきたいです。	委託者（市）で設計から設置まで施工します。なお、工期は3月下旬完了予定となります。テナント所有者等との協議によりますので前後する可能性があります。
4 実施要領4ページ	委託上限額について、こちらとは別に一時預かり事業に関しては、別途国補助金が出るという認識で間違いないでしょうか。もしくは委託料に込みで、委託料+利用料という形でしょうか。	一時預かりに関する事業費についても、お示ししている委託上限額に含まれています。利用料につきましては、受託者の収入になります。
5 実施要領3ページ	9提案書等についての「本業務と同種・類似する業務に従事経験」はどこまでが同種・類似業務にあたりますか	同種につきましては、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、一時預かり事業になります。類似する業務につきましては、保育業務や相談業務が該当します。
6 様式5「業務実績書」	類似事業は児童館や子どもの居場所事業等も含まれますか	含まれます。
7 実施要領3ページ	本業務の積算内訳に「通信費（公衆無線LANの整備に要する費用）」が含まれていますが、それとは別に、国や市が実施する「地域子ども・子育て支援事業のICT化推進（相談管理システムや受付管理の導入等）」に係る補助金を、本受託事業者が別途申請し、受給することは可能でしょうか。	お問い合わせいただいた補助金を当該事業で活用する予定はありません。
8 仕様書2ページ	「特別支援対応（専門的な知識・経験を有する職員の配置）」に関して、想定を上回る配慮が必要な利用者が増えた場合や、より高度な専門性を要する場合に、委託料とは別枠で「専門員配置加算」や「障害児受入支援に係る補助金」などの制度を適用できる余地はありますでしょうか。	障害児等配慮が必要な子育て家庭等への支援が出来るよう、特別支援対応加算額を委託上限額に含んでおります。「障害児受入支援に係る補助金」については活用予定はございません。
9 実施要領1ページ	事業実施に必要な備品等は原則として委託者にて用意のことですが、事業開始後に、より安全な環境整備（例：AEDの設置、午睡センター、防犯カメラ等）が必要となった場合、市が実施する「保育環境改善等安全対策事業」などの補助金を、本拠点の運営においても活用できる仕組みはありますでしょうか。	お問い合わせいただいた補助金を当該事業で活用する予定はありません。
10 実施要領1ページ	「事業場所の電気設備・給排水設備等は、委託者で施工する」とありますが、物件がどのような状態で引き渡されるでしょうか。トイレや調乳スペース、家具なんかは整備されるでしょうか。そこから事業者が準備するのか。また、その点も提案内容にふくまれるのでしょうか。	委託者（市）で事業実施に必要と思われる大型備品（調乳器やカウンターテーブル、フリーラック等）について、設置します。そのほかに、受託者側で必要と考える備品や消耗品を揃えていただきます。なお、ご用意いただく備品等について、提案書に記載いただいても構いません。
11 仕様書2ページ (4)一時預かり事業について	1日あたりの受け入れ児童は、預かり時間に関わらず3名まででよろしいでしょうか。	原則の定員は「同時に3名まで」としますが、受託者において預かりが可能と判断した場合はそれ以上でも構いません。（ただし、面積基準を満たす場合に限る。）人員の配置については、「一時預かり事業実施要綱」4(1)④を参考にしてください。
12 仕様書3ページ 7一時預かり事業の料金について	①料金の減免がある利用者は、先に市役所に申請をされるのでしょうか。 ②減免可否決定通知書はひな形がありますか。 ③利用者は減免された料金を事業者に支払うということでしょうか。 ④減免された料金の補填は市からありますか？	①受託者（施設で）に申請をします。 ②ひな形を提供します。 ③お示しいただいたとおりです。 ④ありません。